

●香川県告示第92号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成22年3月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 実施の目的  
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため
- 2 実施する区域  
香川県全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
未越夏牛
- 4 実施の期日  
平成22年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- 5 検査の方法  
血清学的検査及び臨床検査を実施する。